大口町告示第49号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第2項の規定により、 次のとおり指定納付受託者を指定したので告示する。

令和5年4月1日

大口町長 鈴木雅博

- 1 指定納付受託者の名称及び住所
 - (1) 株式会社トラストバンク 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
 - (2) 三菱UF Jニコス株式会社 東京都文京区本郷三丁目33番5号
 - (3) 株式会社名古屋カード 名古屋市中区上前津二丁目4番5号
 - (4) S B ペイメントサービス株式会社 東京都港区海岸 1 丁目 7 番 1 号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー
 - (5) PayPay株式会社 東京都千代田区紀尾井町1-3
 - (6) 楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス
 - (7) 株式会社アイモバイル 東京都渋谷区桜丘町22-14 N. E. S. ビルN棟2階
 - (8) 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー 東京都渋谷区恵比寿南3-5-7 デジタルゲートビル10階
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入

大口町ふるさと寄附金

(ただし、インターネットによる公金支払の方法により代理収納されるものに限る。)